

# 新型インフルエンザ対策行動計画

株式会社サンセイ BCP委員会

平成20年12月22日

## 目 次

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| サンセイ 新型インフルエンザ対策行動計画             | 3     |
| 第1章 新型インフルエンザ発生を想定した危機管理体制の整備    | 4～5   |
| (1) 「新型インフルエンザ対策本部」の設置           |       |
| (2) 情報の収集と共有体制の整備                |       |
| ・発生時における情報収集体制の整備                |       |
| ・連絡体制の整備                         |       |
| ・社員への情報提供体制の整備、普及啓発              |       |
| ・事業継続に必要な一連の取引業者の確保              |       |
| 第2章 感染予防策の検討                     | 5～6   |
| ・基本的な取組み                         |       |
| ・職場における感染リスクの評価と改善               |       |
| ・職場における感染リスクを低下する方法              |       |
| ・職場における感染予防策                     |       |
| ・家庭生活や通勤における感染リスクの低減             |       |
| ・職場で感染の疑いのあるものが発見された場合の対応措置      |       |
| 第3章 新型インフルエンザ流行時における事業継続と要員体制の検討 | 7～9   |
| (1) 事業継続方針の立案                    |       |
| (2) 事業影響分析と重要業務の特定               |       |
| (3) 重要な要素・資源の確保                  |       |
| (4) 人員計画の立案                      |       |
| (5) 教育・訓練                        |       |
| 第4章 新型インフルエンザ対策行動計画              | 10～14 |
| 【フェーズ3(現時点)】                     |       |
| ・具体的対応策及び感染予防策の実行                |       |
| 【フェーズ4 A (国内非発生)の段階】※新型インフルエンザ発生 |       |
| ・具体的対応策及び感染予防策                   |       |
| 【フェーズ4 B (国内発生)以降】               |       |
| ・具体的対応策及び感染予防策                   |       |
| 【フェーズ5/6の段階】                     |       |
| ・具体的対応策及び感染予防策                   |       |
| 第5章 小康状態                         | 14    |

## サンセイ 新型インフルエンザ対策行動計画

(基本的な認識)

### 新型インフルエンザ大流行の危機が迫っています！

- 新型インフルエンザは、いつ発生してもおかしくない差し迫った危機で、ひとたび発生すれば人類に免疫がないため、すぐ世界中に拡がります
- 人口が集中している東京では、想像を超える大被害になると心配されています。国の試算によると、全国民の約 25%が感染し、最大 64 万人の死者が出ると予測されています。

### 正しい予防と対応でお客様や社員と家族の命を守る！

- 大流行に備え、会社は、事業者としてお客様や社員・家族等の人命の安全確保を第一に考えるとともに、感染拡大防止の対策を実施する必要があります。マスクの着用、手洗いの励行などによる予防策の徹底や、感染の疑いや心配のある従業員は出勤させないなどの対策が大切となります。

### 事業継続を要請される事業者への対応！

- 報道機関・医療機関などは「社会機能維持に関わる事業者」であり、新型インフルエンザの大流行時（フェーズ6）においても、業務を継続する事が求められています。したがって、サンセイは該当する顧客との契約履行について、周到な打合せ準備を行っておかなくてはなりません。

### 倒産の危機を回避します！

- 大流行により、数週間から数ヶ月仕事が中断する可能性があり、取引先等と事前に緊急時の対応について十分な協議をして、経営の危機を回避する準備が必要です。

サンセイにおける「新型インフルエンザ対策行動計画」では、①迅速な意思決定が可能な危機管理体制の確立②社員、関係者等に対する感染予防策の実施③新型インフルエンザ発生時に継続する業務の絞込みと要員体制の検討を柱とします。

## 第1章 新型インフルエンザ発生を想定した危機管理体制の整備

### (1) 「新型インフルエンザ対策本部」の設置

- 本社に社長を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部（以後対策本部）」を設置し、「行動計画」の策定・実施の決定を行う。「対策本部」には、部課長会メンバーのほか必要に応じて産業医（放友クリニック院長）をメンバーに加え、社長の決定を補佐する。
- 事態の進展に対応し、社長の決定に基づき、通常の業務体制から感染防止対策の実施や業務縮小などの体制に移る。
- 社長が発症等により重要事項を決定できない場合には、吉成取締役が代替で決定を行う。
- 「対策本部」は、通常時から新型インフルエンザについて正確な情報を収集するように努める。
- 「対策本部」は、感染予防について、産業医や近隣の医療機関、管轄の保健所などを活用して、助言を依頼する。

### (2) 情報の収集と共有体制の整備

- 発生時における情報収集体制の整備
  - ・「対策本部」は、正しい情報を継続して入手できるよう努める。
  - ・国内外の新型インフルエンザの感染状況や公共サービスに関する情報を、国（厚生労働省、外務省等）、都道府県、世界保健機構(WHO)等から入手する。
  - ・得られた情報は「対策本部」メンバーで共有し、必要に応じて行動計画や対策の見直しに役立て、事業者・職場としての対応方法に反映させる。
  - ・更に、事業者団体、顧客企業及びテナント企業等と密接な情報交換を行う。
- 連絡体制の整備
  - ・緊急時における保健所、近隣の医療機関等との連絡体制を整備する。
- 社員への情報提供体制の整備、普及啓発
  - ・社員に対して、感染予防策を徹底するとともに、新型インフルエンザ発生時の行動についての普及啓発を行う。
  - ・新型インフルエンザ発生時に業務に従事する者に対して、その感染リスクを理解・納得してもらう。
  - ・当社の事業継続の観点から必要な取引事業者に対して、感染予防策等の普及・啓発を実施していく。
  - ・流行時に社員の感染状況を確認するため、安否確認の体制を構築する

- 事業継続に必要な一連の取引事業者の確保
  - ・ 新型インフルエンザ発生時にどの業務をどの程度継続するか、取引事業者間でのように相互援助を行うかなどについて協議しておく。

〈収集すべき情報〉

- ・ 一般的な情報
  - \* 新型インフルエンザが発生している地域
  - \* 新型インフルエンザの概要（特徴、症状、治療方法等）
- ・ 社内の情報
  - \* 社員等の緊急連絡先や保育所や学校に通う子供の有無等を把握する。
  - \* 社員の直近の海外渡航状況を把握する。（発生国への渡航歴がある場合、出社の可否や健康診断受診の要否などを判断する材料となる。）

## 第2章 感染予防策の検討

- 基本的な取組み
  - ・ 会社は、社員等に対して安全配慮義務を担っており、新型インフルエンザ発生に社員等を勤務させる場合には、必要十分な感染予防策を講じる必要がある。そのため、現時点（フェーズ3）で開始するものも含め、フェーズごとに実施する感染予防策を定める。
- 職場における感染リスクの評価と改善
  - ・ 社員が新型インフルエンザ感染者（疑い例を含む）の2メートル以内に近づくかどうか確認する。
  - ・ 社員や来訪者等の体温測定等により、感染の疑いのある者が直ぐに発見・報告される仕組みを構築する。
  - ・ 不特定多数の者と接触する機会のある職場においては、特に感染予防策を充実させる必要がある。
- 職場における感染リスクを低下する方法
  - ・ 以下にフェーズ4Bの段階に至った場合の感染リスクを低下する方法の例を示す。

| 実施項目         | 実施方法(例)  |
|--------------|--|
| 来訪者の立入制限     | ・来訪者の立ち入れる場所を制限する。   |
| 社員・来訪者の検温    | ・感染者、発熱している者の職場入室防止の為、入室前に検温を励行する。<br>*発熱による入室制限は、37度以上を目安とする。<br>・体温を測ることが出来る体制を確保する。 |
| 手洗い          | ・職場に出入りする人は必ず手洗いを行なう。<br>・職場に入る前に手洗い場所（速乾性消毒用アルコール製剤）を設置する。                            |
| 咳エチケット       | ・サージカルマスク等の着用  |
| 清掃・消毒        | ・手指が触れる場所の清掃・消毒  |
| 来訪者の氏名・住所の把握 | ・来訪者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。この情報は、後に感染者の追跡調査や感染予防策を講じる為に重要である                               |

○ 職場における感染予防策

- ・フェーズ4の段階に至った場合には、感染リスクが比較的高い業務及び職場を一時停止・休止する。
- ・管理部門の業務について在宅勤務で可能な業務の有無、通信機器等の条件整備を行なう。
- ・不要不急の会議の開催を控える。
- ・会社は、社員に対して感染予防策を指導するほか、顧客・テナント企業・来訪者などに対しても感染予防策の遵守を要請する。

○ 家庭生活や通勤における感染リスクの低減

- ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用回避

○ 職場で感染の疑いのある者が発見された場合の対応措置

- ・職場で感染の疑いのある者が発見された場合に対処する「作業班」を指名する。作業班のメンバー用に必要な保護具を用意する。

○ 各職場で感染予防策について日頃から訓練を行い習熟しておくとともに、必要な資機材などを備蓄する。

○ 社会機能維持に関わる事業者を顧客とした職場においては、当該事業者と綿密な感染予防対策と業務の継続に関する取り決め事項を相互に確認しておく事が必要となる。

### 第3章 新型インフルエンザ流行時における事業継続と要員体制の検討

- 当社では、新型インフルエンザ発生時に想定される被害を勘案しつつ、事態の進展に応じた事業の継続計画を策定する。
- 新型インフルエンザ発生に対しては、事業を継続する事に伴い社員が感染する危険性(リスク)と、社会的責任を担うこと、経営面からの事業継続を勘案して、継続する業務(重要業務)を絞り込む必要がある。
- 新型インフルエンザが大流行した場合、事業継続に必要な一連の取引業者の確保が困難となることが予想される。このため、重要業務の継続に不可欠な取引業者を洗い出し、業務確保に向けて必要な対策について検討を行なっておく。

#### (1) 事業継続方針の立案

- 事業継続をどの程度行なうかについての決定は、社員等の感染予防策の実施を前提として、対策本部長(社長)自らの経営判断で行う。
- 流行の初期段階(フェーズ4 A/B)においては、感染予防策や業務の縮小・休止などの対策を積極的に講ずる。同時に、大流行(フェーズ6)に進展しても、経営が破綻しないような方策を構築しておく
- 社員の感染リスクの低減、感染拡大に伴う社会状況の変化に伴い事業の制約を受けられる可能性があるため、会社にとって重要業務を特定し、重要業務の継続に人的・物的資源を集中しつつ、その他の業務を積極的に縮小・休止する。
- 感染拡大防止の観点から、不要不急の業務については、可能な限り縮小・休止する。
- 報道機関・医療機関・鉄道業者など社会機能維持に関わる者との取引については、十分な協議等を踏まえ、こうした取引を重要業務と位置づける。

#### (2) 事業影響分析と重要業務の特定

- 新型インフルエンザ発生時の事業に対する需要の変化を予測し、行動計画に反映させる。また、事業の縮小・休止を想定して売上の減少の分析を行なう。
- 多くの社員等が感染したり、業務継続に必要な一連の取引業者等に大きな制約を受けたりする事を前提とする。(大流行時には、欠勤率40%以上と推定されている)

### (3) 重要な要素・資源の確保

- 新型インフルエンザ発生時、多くの社員が出勤困難または不可能となる恐れがあり、こうした事態を想定した代替策を準備しておく。
- 感染拡大の初期段階では、職場で感染の疑いのある者が発見され濃厚接触者が自宅待機（10 日間以内）する事がある。そのため、継続する重要業務を決定する際には、濃厚接触者が自宅待機（10 日間以内）することを想定した策を講ずる。
- 法律上の問題が発生しないかどうかを予め確認する。
  - ・ 新型インフルエンザの影響により業務を停止した場合、免責となるかどうか契約を確認し、必要に応じて取引先と協議見直しを行う。
  - ・ 新型インフルエンザ発生時に社員に対して勤務を命じる場合の留意点を検討する。
- 新型インフルエンザ発生時、社員の安心とともに社会的信用を保つことが出来るよう、社内外のコミュニケーションについて検討する。
  - ・ 感染予防策の内容、人員計画と業務レベルについて、社員及び取引先に予め周知し、理解を求める。
  - ・ 感染の疑いのある者が発見された場合の発表とその影響について、必要なときに広報できるよう予め準備する。

### (4) 人員計画の立案

- 新型インフルエンザの流行は約 2 ヶ月間続き、各職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員が欠勤すると予想される。
- 社員及び取引先関係者の従業員が長期にわたり多数欠勤した場合に備えて、業務運営体制について対策を講じるとともに、従業員等に教育・訓練を行なう。
- フェーズ 4 A の段階から感染予防策を講じることと、欠勤者が増加する前に計画的に業務量を減少させる。
- 新型インフルエンザ発生に備えてフェーズごとの人員計画（従業員の勤務体制や通勤方法）を立案する。仮に従業員が感染しても代替要員が需要業務を継続する事が出来る人員計画を立てる。
  - ・ 班交代制（スプリットチーム制）：罹患していない社員をチーム毎に計画的に自宅待機させ、就業している社員から発症者が出た場合、代替要員が就業する。



#### [フェーズ4B]

- ・感染予防策を実施するので、業務に支障を生じる。こうした影響を想定して人員計画を立案する。
- ・欠勤の可能性の高い社員を予め把握し、人員計画に反映する。
- ・事業の縮小及び休止検討する。
- ・重要業務については、感染者が出て重要業務を継続できるよう代替勤務による人員計画を立てる。また、事前に業務手順書、マニュアル書を整備しておく。

#### [フェーズ5/6]

- ・職場内において感染の拡大が認められた場合には、自主的に一時休業することも想定して、事前にどのような状況で職場を一時休業するかを検討する。
- ・社員の40%程度が数週間に渡って欠勤することを前提とした人員計画が必要となる。

### (5) 教育・訓練

- 新型インフルエンザについての正しい知識の習得と従業員への周知に努め、現時点から始めるべき感染予防策を実践していく。
  - ・「症状がある場合は家で自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させる事により職場での感染を防ぐ。
  - ・職場における感染予防策について、従業員に対する教育・普及啓発を行なう。  
(新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染予防策、本人家族が発症した際の対応等)
- 新型インフルエンザ発生に備えた人員計画を円滑に実行できるよう教育・訓練する。
  - ・クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合に代替要員にする）
  - ・重要業務の手順書・マニュアルを事前に整備作成しておく。
- 新型インフルエンザ対策に対する従業員の意識を高め、的確な行動が取れるよう発生に備えた訓練を実施する。
  - ・マスク・手洗い・咳エチケットなどの習得訓練
  - ・職場内で発症者が出た場合の対応訓練（発熱外来への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定）
  - ・社員の発症等を想定した代替者による重要業務の継続に関わる訓練

## 第4章 新型インフルエンザ対策行動計画

### 【フェーズ3（現時点）】

人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人から人への感染は基本的にはない状況。

- 対策本部を中心に、「行動計画」の検討を行なう。
- 通常時から新型インフルエンザについて正確な情報を収集するよう努める。
- 情報収集体制の整備
  - ・ 対策本部は、正しい情報を継続して入手するよう努める
  - ・ 社員等の緊急連絡先、保育所や学校に通う子供の有無などを把握する
  - ・ 緊急時における保健所、近隣の医療機関等との連絡体制を整備する。
- 社員等への対応
  - ・ 社員等に対して、感染予防策を徹底するとともに、新型インフルエンザ発生時の行動についての普及・啓発を行う。
  - ・ 新型インフルエンザ発生時に、業務に従事する可能性のある社員等に対して、感染リスクを含めて理解・納得してもらう。
  - ・ 業務継続の観点から取引業者等に対して、感染予防策等の普及・啓発を実施する。

#### 感染予防策の実行

- 職場で感染の疑いのある者が発見された場合の対応措置を検討する。
  - ・ 職場で感染の疑いのある者が発見された場合に対処する「作業班」を指名する。  
作業班のメンバー用に必要な保護具を用意する。
- 各職場で感染予防策について日頃から訓練を行い習熟しておくとともに、必要な資機材など（マスク・防護服・ゴーグル）を備蓄する。

## 【フェーズ4 A（国内非発生）の段階】※新型インフルエンザ発生

日本以外の国や地域でヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。

- 国外のどこかで新型インフルエンザが発生した場合には、急速に国内に伝播し流行する恐れもあることから、遅れることなくフェーズ4 Bに備えた対策を講じる。
- 危機管理体制への移行
  - ・ 新型インフルエンザ発生時には、社長をトップとした「新型インフルエンザ対策本部」を常設し、各職場の感染予防、事業運営に関する意思決定を行う。
  - ・ 職場での感染予防策を徹底する。
  - ・ 「作業班」のメンバー用に必要な個人保護具を用意する。
- 情報の収集・提供
  - ・ 「対策本部」を中心に、早急に社員に対し感染予防策などの情報を正確に伝える。
  - ・ 緊急時における近隣の医療機関との連絡体制や職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。
  - ・ 今後の業務対応について、社員に取引先等に周知する。
- 業務体制
  - ・ フェーズ4 Bに急速に進展する可能性もあるため、各職場でも、フェーズ4 Bに備えた準備を行う。

### 感染予防策の実行

- 社員等に対し、以下の点について注意喚起を行う。
  - ・ 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注意すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
  - ・ 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること
  - ・ 「咳（せき）エチケット」を心がけること
  - ・ マスクの常用、手洗いを励行すること

## 【フェーズ4B（国内発生）以降】

新型インフルエンザ感染が国内で確認されているが、感染集団は小さく限られている状況

- 「対策本部」を中心に、情報収集・提供を強化する。
- 事前に計画した「行動計画（事業継続計画）」に基づき、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務を段階的に縮小・休止していく。
- 要員については、継続業務に関連する者の出社を優先し（交代要員等を含む）、縮小・休止する業務に従事している社員等については、原則として自宅待機とする。（連絡体制）
- 継続業務についても、欠勤者がピーク時には40%程度発生すること、取引業者等も確保が難しいことを念頭において、絞り込みが必要となる。
- 「社会機能維持に関わる事業者」等からの委託業務をほぼ通常通り継続できるよう、感染予防策を徹底する。

### 感染予防策の実行

- 社員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
  - ・ 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ症状があれば出社しない。
  - ・ 不要不急の外出を自粛するとともに、大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所に近寄らないようにする。
  - ・ 外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
  - ・ 症状のある人（咳、くしゃみなど）には極力近づかない。接触した場合、手洗い、洗顔を行う。
  - ・ 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）
- 職場の管理（立ち入り制限や対人距離の確保）
  - ・ 職場への入口を限定し、出勤時の従業員の体温を測定し、発熱等の症状の有無を確認する事で、感染者の立ち入りを防止する。
  - ・ 出入り口で手洗い場所（手指消毒場所）を設置し、社員への感染を防ぐ為の措置をとる。
  - ・ 来訪者に対しても、同様の措置をとるとともに、不要不急の来訪者については立ち入り制限を実施する。
  - ・ 人同士の距離を保持するほか、相手の飛沫に接しないようにする。

- 職場の清掃・消毒
  - ・ 毎日、職場の消毒・清掃を行う。特に多くの人々が接する場所(玄関のドアノブ、トイレなど)は清掃・消毒の頻度を上げる。
  - ・ 現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染ルートが飛沫感染、接触感染が前提であり、空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられている。
  
- 社員等の安否確認等
  - ・ 各職場において欠勤した社員がいる場合には、安否確認を行い、感染した疑いがある場合には連絡するよう指導するとともに、本社「対策本部」に情報をあげる。
  
- 職場で社員等が発症した場合の対処
  - ・ 職場で社員等が発症した場合には、速やかに「対策本部」に連絡するとともに、発症の疑いのある者を会議室などに誘導・隔離する。
  - ・ 発症者が自力で会議室などに向かう事が出来ない場合は、保護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせたいうえ幫助する。
  - ・ 「対策本部」は保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え今後の治療方針（搬送先・搬送方法）について指示を受ける。
  - ・ もし、発熱センターから救急車の台数不足等により、業務用車両や自家用車等での搬送を指示された場合は、発症者の搬送は、保護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で行う。
  - ・ 使用した自動車は、発症者の飛沫が飛んだり、触った箇所を中心に消毒（職場と同様の）を行う。
  
- 社員等の家族が発症した場合の対処
  - ・ 「対策本部」は、社員等の同居する家族などの発症や、社員の感染者との接触についても出来る限り把握する。
  - ・ 同居か家族が発症した場合、社員自身または連絡を受けた「対策本部」が発熱相談センター（保健所）に連絡して、その後の指示を受ける。
  - ・ 感染拡大の初期段階においては、濃厚接触の可能性の高いと判断された場合、発症していない社員などに対しても10日間程度の自宅待機等を要請される。
  - ・ 自宅待機などの期間を経過したあの知も発症しなかった場合には、発熱相談センター(保健所)の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

## 【フェーズ5/6の段階】

国内でパンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している状況

- 危機管理体制を継続的運営し、国や地方公共団体等が提供する情報に留意しつつ、継続業務を引き続き実施する。
- 重要業務への資源の集中、その他の業務の縮小・休止の継続
  - ・ 感染予防のための勤務体制を継続しながら、重要業務に資源を集中する。
  - ・ 感染予防の観点から、さらに業務を絞り込む。
  - ・ 感染地域の拡大、欠勤者の増大などにより、順次、業務を停止する。
- 社員等の労務管理
  - ・ 通常とは異なる勤務体制が長期に続く事によって、社員に過度な負担がかからないよう留意する。

### 感染予防策の実行

- フェーズ4以降に実施している感染予防策を徹底する。
  - ・ フェーズ5/6では、感染予防策を強化する。
  - ・ 社員等が多数発症する可能性があり、各職場で安否確認方法を確立しておく。

## 第5章 小康状態

- 小康状態（国内は一旦収束し国外で大流行状態）になった場合、感染予防策を維持しつつ、一部の業務を回復させる。
- ピーク時を越え、発症した社員等の多くは治癒し、就業可能となることが想定される。（死亡率は発症者の0.5%~2%と想定され、発症者の多くは2週間程度で回復すると想定される）
- 自宅待機の解除、縮小、休止した業務の回復は、「対策本部」が国内の情報を収集したうえ、産業医の助言のもと、社長が決定する。
- なお、日本にも2回目3回目の波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異した場合、罹患・治癒したのもも再度感染する恐れがあるので、国や地方公共団体との情報を密にする。